

午前九時〇〇分開議

○議長（鈴木基次君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第20号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） おはようございます。

議案第20号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計予算について細部説明を申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ12億47,906千円で、前年度と比較して1億80,191千円、16.88%の増加でございます。医療費の伸びに加えて、本年度から保険財政共同安定化事業として全てのレセプトが対象となったため、大幅な伸びとなったものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

8ページ、国民健康保険税については、1,339世帯、被保険者2,267名を見込み、一般被保険者については2億36,467千円、退職被保険者等は21,659千円で、合計2億58,126千円を計上してございます。

10ページ、督促手数料は50千円でございます。

次に、国庫負担金、療養給付費等負担金1億87,355千円、12ページの高額医療費共同事業負担金4,398千円、特定健康診査等負担金は646千円でございます。

国庫補助金、財政調整交付金は66,272千円でございます。

療養給付費等交付金は63,339千円でございます。これは退職被保険者等に係る交付金でございます。

前期高齢者交付金は2億51,624千円でございます。これは65歳から74歳までの方が対象で、被用者保険と国保間の医療費負担を調整するものでございます。

14ページ、県負担金、高額医療費共同事業負担金は4,398千円、特定健康診査等負担金は646千円でございます。

県補助金、財政対策補助金1,367千円、財政調整交付金として普通調整交付金35,129千円と特別調整交付金12,089千円を計上してございます。

共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金は17,593千円、保険財政共同安定化事業交付金は2億41,777千円でございます。本年度から全てのレセプトが交付金の対象となりましたので、前年度と比較して倍以上の伸びとなったものでございます。

16ページ、財産収入、財産運用収入は、基金の預金利子として35千円を計上してございます。

一般会計からの繰入金は1億円ちょうどでございます。この内訳は、地単事業分4,101

千円、これは福祉医療費助成制度の実施に伴い、国負担対象給付医療費が減額されますので、その減額されるもののうち、町が負担すべき金額でございます。

保険基盤安定繰入金の保険税軽減分として33,859千円、同繰入金の保険者支援分が7,071千円、事務費繰入金として19,448千円、出産育児一時金繰入金として3,640千円でございます。18ページ、財政安定化支援事業繰入金は11,881千円でございます。そして、今年度は、急激な国保保険料の上昇を抑えるため、その他繰り入れといたしまして、一般会計から20,000千円を追加して繰り入れするものでございます。

次に、基金繰入金は、今年度はございません。

繰越金は1,200千円を見込んでございます。

諸収入、一般被保険者延滞金200千円、退職被保険者等延滞金は10千円でございます。

雑入、一般被保険者第三者納付金350千円、退職被保険者等第三者納付金10千円、一般被保険者返納金10千円、退職被保険者等返納金1千円、高額療養費貸付金償還金1,000千円、雑入は特定健康診査自己負担金として180千円と、新たに指定公費受入金100千円を計上してございます。

預金利子は1千円でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

22ページ、総務費、総務管理費は17,935千円で、対前年度比で5,437千円の増加となっております。これは、昨年度は当初予算では職員1名分の人件費の計上であったのに対し、本年度は2名分を計上したための増加が主な要因でございます。

内訳としては、職員給料6,986千円、職員手当等3,292千円、共済費2,065千円、需用費が220千円、役務費2,291千円、委託料が938千円、負担金補助及び交付金1,328千円を計上してございます。

国民健康保険団体連合会負担金は815千円でございます。

徴税費の賦課徴収費は1,315千円で、本年度からクラウドシステムにより帳票類を参加自治体で共同印刷することになってございます。

24ページの運営協議会費は198千円でございます。委員9名分の報酬と需用費を計上してございます。

次に、24ページから28ページの第3款保険給付費でございますが、合計額は7億78,674千円となり、前年度と比較して35,063千円、率にして4.72%の増加でございます。

内訳は、療養諸費で6億74,416千円、高額療養費で98,025千円、移送費で20千円、出産育児諸費5,463千円、葬祭諸費で750千円となっております。

28ページ、後期高齢者支援金等は1億21,780千円、前期高齢者納付金等は80千円、30ページの老人保健拠出金は7千円、介護納付金は50,870千円でございます。

す。

第8款共同事業拠出金は、歳入にもありましたように、保険財政共同安定化事業拠出金は全てのレセプトが対象となりましたので、款の合計が2億68,085千円となっております。前年度と比較して1億43,763千円、率にいたしまして115.64%の増加でございます。

32ページ、第9款の保健事業費の特定健康診査等事業費は3,429千円、保健事業費は3,640千円、高額療養費貸付金は1,000千円でございます。

第10款諸支出金は、保険料その他の還付などに要する経費で、款の合計は858千円となっております。

最後に、基金積立金は、利子積立金として35千円を計上してございます。

なお、添付資料といたしまして給与費明細書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。高野議員。

○7番（高野正君） 7番、高野です。

14ページですか、県支出金、特別調整交付金、23年度から390千円、24年度390千円、25年度380千円、26年度380千円。これ27年度に入って、来年度ですか、12,089千円、破格だと思うんですが、一体これどういうことなのか。どういう努力をされてこれぐらい来たのか。一気に上がっておりますので、ちょっとその理由というか、それをお示してください。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課主幹。

○福祉保険課主幹（若野百合子君） 高野議員にお答えいたします。

23年度、24年度、25年度、26年度と特別調整交付金の額は、予算として医療費通知、それから人間ドック等の関係で特別調整交付金として金額が少なかったんですけども、27年度から、普通調整交付金は8%だったのを6%にして、2%を特別調整交付金に回したためです。

以上です。よろしいでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） 10番、中西です。

先ほどの副町長のご説明の中に、本年度から保険財政共同安定化事業として全てのレセプトが対象となったため大幅な伸びとなったというご説明がありましたが、そのことに関係しまして、保険財政共同安定化事業ということはどういうものかということと、今年から全てのレセプトが対象になったということとでございますが、この中身について詳しく教えていただきたいと思っております。幾つも言うていいですか。1個ずつで。

○議長（鈴木基次君） 幾つ、3つぐらいありますか。

○10番（中西満寿美君） はい。

○議長（鈴木基次君） そしたら3つ言うてください。

○10番（中西満寿美君） そしたら、もう一つは、国保運営協議会、ここに予算が出ておりましたが、これはどのような諮問をして、審議会からどのような答申が出されたかということが2点目です。

それから、3点目としましては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となると言われておりますが、どのように進められるのか。県が財政、責任主体となるというのは、一体どういうふうなイメージを持った方がいいのか。例えば、後期高齢者のようなものか、それとも、前に1市何町ですか国保組合がありました、そのようなイメージなのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（三原哲生君） 中西議員にお答えします。

順番逆になりますけれども、運営協議会の諮問と答申でございますけれども、運営協議会のほうは、最終2月9日付で諮問いたしまして、12日に運営協議会を開いていただきました。そして、諮問事項としまして、平成27年度国民健康保険税を対前年度比21.18%の増についてということで諮問いたしました。そのもう1個前に会議があったんですけれども、そのときにはもっと高かったんですけれども、そのときには諮問を出してございませんでしたので、それでこれが最終の諮問でございます。

それで、このことで会議をしていただきまして、それで結果としまして、答申としまして、国民健康保険税を増税せざるを得ない実情について、運営協議会において大方の理解を得られましたということでございます。それで、その中で法定外の一般会計からの負担20,000千円を計上するというので、一応諮問どおりということで答えをいただいています。

ですけど、会議の中でも、前みたいに、もろたらもらいつ放しということはおかしいぞという話もございました。それで、必要なときにはもろたらええけれども、余ってくるようだったらそういうことをせずに、戻すなり繰り入れせんと割るなりということでやっていけという話もございました。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課主幹。

○福祉保険課主幹（若野百合子君） 中西議員にお答えします。

保険財政安定化事業というのは、都道府県内における市町村の保険料の平準化や財政の安定化を図るために、市町村からの拠出金による共同事業を国保連合会によって実施されているものです。26年度までは300千円から800千円の医療費のみに対して拠出金、交付金を算定されておりましたが、27年度からは、市町村の均衡を図るために、全ての医療費ということが対象となるというふうに変わりました。26年度において美浜町は医療費が上がったわけなので、当初、拠出金は95,964,631円なんですけれども、あと1期の交付金を残して、今現在92,556,320円入っております。今年が医療費高いということは、来年の拠出金が上がるというふうに考えています。

あと、もう1点の都道府県統一ということなんですけれども、後期のようにというか、1市3町のように、どちらのほうかと言われれば、税は分賦金方式で事務は市町村ということで、普通、後期のように一回入ったら転出か、もしくはお亡くなりになるまで後期に入られているというのではなく、毎日、国保の場合は異動がありますので、県のほうは市町村に全ての事務を任せるといふふうに聞いております。だから、どちらかというとなら1市3町に近いのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） それでは、もう少しということで、1番目の保険財政共同安定化事業というのはわかりましたが、それが全てのレセプトが対象になるということで、1円かということですね。1円でもとにかく、それが300千円までですか。それとも800千円まで、1円から800千円未満がもう全てここに統一されるということですね。そして、これは医療費に係ってくるんで、今年度の医療費が高かったら、来年度からまたこの拠出金というのが増えるということの理解でよろしいですか。はい。

それから、2つ目の国保運営協議会で、一応2月12日の協議会で27年度の国保税の21.1%の値上げ、これが答申されたということで、まだ詳しい国保税は出ていないと思いますけれども、このぐらい値上げするという理解でよろしいわけですね。

昨日、三原課長から、国保基盤安定負担金というのか、これが国保の財政の基盤を強化するという形で出てきて、これを、一般会計の26ページにありまして、これが7割、5割、2割の削減のあたりに使われるということだったんですけれども、やっぱりこの21.18%というのは、そういう軽減措置を受ける低所得者の人については、割と21%も上がれへんというような理解でよろしいですかということをもう一回お願いします。

それから、平成30年度から都道府県が、県一体になるということなんですけれども、これは後期高齢者のああいふ連合会方式と違って、前に1市3町ですか、あれの国保組合のような形になると。相当、後期高齢者だったら仕事はもう全部というか連合会に行きますけれども、そうではなしに、町の仕事、いろいろ残ると言うたらおかしいですけれども、町は県から言われた保険税を分賦金方式で納めて、給付とか、窓口で相談事業とかそういうのは皆町がするという、こういう理解でよろしいんでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（三原哲生君） 中西議員にお答えします。

基盤の話でございますけれども、基盤の負担金、7割、5割、2割軽減という分がございまして、これもちょっとこの前言いました、本年度27年度も法改正がある予定でございます。これも3月31日の期限切れで国会で通るとは思うんですけれども、そうやってちょっと低所得者にまだ給付というのか補助を認められる分が多くなると思うんですけれども、

ども、この基盤というものは、税として我々まず勘定します。税として勘定した分の中で、その中で基盤で見てくれる分を補助でもらえるということですので、全てを税として勘定するわけです。その中に基盤で補助でもらえる分が出てくるということですので、例えば、26年度は5割軽減だった方が27年度も5割軽減だったとしましたら、パーセントは同じパーセントで上がると思います。同率ですので。ですけども、5割が7割になったとかいうんだったら話違いますけれども、全体的に上がると考えてもらったら結構だと思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課主幹。

○福祉保険課主幹（若野百合子君） 中西議員にお答えいたします。

先ほどの都道府県の県統一化の件ですけれども、多分という言い方は悪いかと思うんですけども、保険給付費については、高額療養費の支払い等、そういうのは市町村ですというふうに聞いております。あとは、まだどこまでをなさいかという通達が入ってこないのわからないという状態にあります。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） すみません。その県に統一するという一つの準備として、先ほど全ての、その1円から800千円未満だったかな、それを一体化するというのが一つ準備と、それからもう一つは、国税税の、ここ美浜町は資産割と所得割だったんですけども、その資産割がなくなるというようなことを聞いたんですけども、これはやっぱり県に一本化していく準備でしょうか。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（三原哲生君） 中西議員にお答えします。

今の資産割ですけれども、これは、まずは今、30年に県になるという分がありまして、その後、32年か33年かどっちか忘れちゃったけれども、そのときに税を県一本にしたということをございまして、それで我々聞いているのは、今、4方式となっているわけをございまして、所得割、資産割、均等割、平等割という税のかけ方をして、この勘定の中で税を試算しているんですけども、その所得割、資産割のこの資産割がある限り県統一ができにくいと、しにくいということですので、これをなくしてほしいということは聞いています。ですので、この資産割を徐々に、一気にちょっと無理かわかりませんが、それに向けてなくしていかないかと思っています。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 税務課長、もうその資産割なくしたらそれは当然ええんやけれども、例えば、美浜町の方が御坊市に持っていて資産割食らうことはないんですよ。これは資産割にしたらほんまに平等やと反対に思うんやけれども、その辺の考え方というのは、県がするから仕方ないことなんやけれども、課長のほうのお考えとしては、その辺どう思わ

れますか。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（三原哲生君） 高野議員にお答えします。

言われる通りだと思います。資産割がある、御坊市で持っていた場合にかからないと、そういう不平等があると思います。ですので、これをなくすほうが平等になると思います。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 7番、高野です。

なくすほうが平等かもわからんけれども、反対に、県一個でするんなら、御坊に持っていようが和歌山市に持っていようが、何持っていようが資産割食らわせたら、食らわせたらって言い方悪いけれども、それこそ平等違うんかと僕は思うんやけれども、その辺もう少し。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（三原哲生君） お答えします。

というのは、資産割がある限り、固定資産税に対して割合なんです。ですので、美浜町の固定資産税と和歌山市の固定資産税と物すごい差があると思うんですよ、税の金にしましたら。ですので、県が全部同じ率にしましたら、和歌山の方はようさん払わんなん、美浜町は少なくなってくると、そういうことになってくると思いますので、ですので、ほんまに平等にしようと思ったら、これをなくさなんたら平等にならんということ。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今、課長がその徐々になくしていくという、徐々にということは、県下全体の中で徐々に直していくと、美浜町でその資産割の比率を下げっていくという、徐々に下げっていくということなんですか。それとも、もうなくすときは一気になくす。もし仮に一気になくすとしたら、美浜町は何年ごろにそのことをなくすというつもりでいるというか、予測しておられるのか、ちょっとそこら辺、お答え願えますか。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（三原哲生君） 田淵議員にお答えします。

一応基準的には、所得割が40、資産割が10、均等割が35、平等割が15という比率になっているんです。ですので、資産割は10ですけども、所得割と資産割が応能という部類になりまして、均等割と平等割が応益という部類になるんです。ですので、応能、応益が50%ずつという、一応この基準もあります。ですので、資産割をなくすということは所得割を増やすということになります。ですので、所得割40、資産割が10というのが、所得割の40%が50%になっていくということになるわけです。これは基準です。ですので、これは多少の変動はございます。ですけども、それが基準でございます。ですので、これを県下全体に各市町村が徐々に減らしていったらほしいという話なんです。

ですので、いつごろかというのは、まだこれも、ほんま僕もまだ本決まりかどうかというのものはっきりわかってませんので、要するに、これはやっていかんかんなという気は

しています。ですので、例えば、今年度から来年度からかわかりませんが、何%か減らしていくと。10%を例えば7%にしていくとか、逆に、それ7%にしたら所得割を43%にするとか、そういうことをやっていくようになっていくとは思いますが、今、情報はそういう情報が来ている。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。田淵議員。

○9番（田淵勝平君） ささいなことなんでやめとこうかなと思ったんですけども。ごめんなさい、ページやないけども、総務費の需用費のところ印刷製本費というのがあって、ありますけども、これ500千円ほど毎年組んでいたの、今年100千円しか組んでないですね。また、同じように、賦課徴収費の中の需用費の印刷製本費のほうは、毎年480千円ほど組んでいたけれども、今年全くゼロになっていますよね。こちら、2つとも、もちろん一般管理費と賦課徴収費の印刷費ということでは科目が違うんで、それは理解するんですけども、どちらからも1,000千円ほどぼんと印刷製本費がゼロになっている、ちょっと違和感を感じるんですけども。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課主幹。

○福祉保険課主幹（若野百合子君） 前年までは需用費で印刷製本費として保険証の印刷費を出していましたが、今回、基幹系クラウドになったことで、委託料の共同印刷のほうに入っております。その関係で、需用費が少なくなって、委託料の基幹系が多くなっております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第20号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第21号 平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第21号 平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計予算について細部説明を申し上げます。

美浜町農業集落排水事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億89,413千

円でございます。対前年度比については25.35%、金額で64,309千円の減額となっております。

7ページの歳入よりご説明申し上げます。

農業費分担金では、318千円で、前年度実績を勘案し、新規加入分担金で和田処理区及び入山・上田井処理区、合わせまして2件分を計上してございます。

処理施設使用料45,244千円で、対前年度比は0.67%の303千円の増額を見込んでございます。

農業集落排水設備手数料につきましては、宅内排水設備工事検査手数料10千円を見込んでございます。

国庫補助、農林水産業費補助金は47,420千円で、対前年度比は45.49%の39,580千円の減額となっております。

県補助金、農林水産業費県補助金は13,800千円の皆増でございます。

9ページの繰入金金は36,011千円で、対前年度比では2.54%、940千円の減額でございます。一般会計繰入金35,793千円の内訳は、公債費に26,016千円、建設費に2,210千円、人件費等として7,567千円を計上してございます。

繰越金、預金利子につきましては、科目設定としてそれぞれ1千円、雑入では、消費税及び地方消費税還付金1,000千円を計上してございます。

11ページの町債につきましては、45,600千円の借り入れを見込み計上してございます。

以上、歳入合計は1億89,413千円でございます。

続いて、13ページからの歳出でございますが、ご説明申し上げます。

施設管理費では、職員1名分の給料といたしまして3,566千円、職員手当等では1,379千円、共済費では1,012千円を計上してございます。

需用費では、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費を含めまして16,288千円を計上してございます。

役務費では、通信運搬費、口座振替手数料、汚泥処理費等を含めまして10,948千円を計上してございます。

委託料では、電算処理委託料954千円、管理委託で6,977千円、水質検査で312千円、管路清掃委託料で3,900千円、合計12,143千円を計上してございます。

使用料及び賃借料では、入山・上田井処理区の中継ポンプの制御盤等の借地料と水道メータの検針データ使用料を合わせて636千円、負担金補助及び交付金では、退職手当組合負担金、処理施設設置補助金等を含めまして1,610千円を計上してございます。

以上、施設管理費合計は47,582千円で、対前年度比8.38%、3,680千円の増額となっております。

建設費につきましては、和田処理区の排水処理場の機能強化事業として排水処理場改築

の工事請負費、施工監理費等、95,230千円を計上してございます。

15ページの公債費につきましては、元金及び利子償還分として、合わせて32,793千円を見込みまして計上してございます。対前年度比では373千円の増額となっております。

以上、歳出合計は1億89,413千円でございます。

3ページでは、地方債の借入限度額を45,600千円と定めてございます。

また、農業集落排水事業基金積立金では、13,808千円を積み立てることになってございます。

添付書類といたしまして、最後に給与費明細書及び地方債に関する調書等を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 8ページの一番下のこの農林水産業費県補助金のほうなんですけれども、13,800千円というのが皆増でというの、見てみたら、19年に1,600千円ほどもうて以来ずっと零が続いているのに、ここへ来て13,000千円、くれるのは非常に結構なことですけれども、くれるんだったら毎年くれてたらええのに、突然くれるというのはちょっと理解しがたいんで、ここら辺の詳細についてちょっと説明お願いします。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（西浜一馬君） 田淵議員にお答えいたします。

この県の補助金につきましては、昨年9月議会に3,120千円の補正をしています。これにつきましては、前年度事業費の10%の県費の助成金があるということで、27年度当初予算では、26年度事業の10%以内の補助ということで計上させていただいてございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の課長の話、その意味では了解しました。

ついでにと言うたら失礼になるんですけども、使用料の平準化というものを考えていけないかという、昔から、ある程度の時期が来たらこのことに取り組んでいけないかと、下水が一応全部できたころをめぐりにそういう作業に取りかかっていたという話は前町長のころからのお話だったと思うんですけども、いよいよ大体全部が終わって、それで終わるめどがついて、和田の処理区のほうも改修なり、また不明水等という今までも課題に取り組んでいたと。

そこでですけれども、今言うように、まず不明水というのは当初からの課題でしたんで、大体今回の改修で不明水の解決もつきますよという考えなんかという点1点と、それから、料金の平準化というものについては、いつごろから取り組んでいくというんか、そこら辺

の、全くテーマであって、まだそこまでは手ついてないんですよというお答えならそれも結構なんですけれども、大体何年ぐらいからこういう方法で取り組んでいきたいなというお考えがあったらお示しいただけたらと思います。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（西浜一馬君） まず1点目の不明水についてお答えいたします。

補正予算で繰り越しをする不明水対策工事なんですけれども、マンホールを10カ所、水が入らないような格好で改良するのと、あと4カ所ぐらい管が破損等があるので、一応、抜本的な対策にはならないと思うのですけれども、ただ、ある程度は不明水の緩和はできると考えてございます。ただ、前年の旧農免道路の冠水時に対しては、今後どのような格好でマンホールふたを改良して、10cmの水をためてどのぐらい冠水するかというのをテストしてございます。公共下水道と同じようなマンホールふたを設置してまして、大体1時間ぐらいは大丈夫だというふうな状況なんですけれども、冠水の状況は40cm、50cmということなんで、抜本的にはやっぱり内水対策というのを考えていかなきゃいけないかなというふうには思っています。ただ、ある程度は緩和できるというふうには思っています。

あと、料金の平準化の話なんですけれども、今、総務省のほうから公共下水道、農業集落排水事業について、特別会計の法非適用の公営企業につきまして、3万人以上の市町については平成31年度までに公営企業法適用事業にしなければならぬというふうな通達がございます。当町につきましては3万人未満なので、しなければならぬという事業には当たらないのですけれども、できるだけ早い時期に公営企業法の適用をとということで強い指導もございまして、平成27年、28年あたりから公営企業法に向けてのある程度の資料の整理とかという格好でしていきたいと考えています。そうすると、それとあわせて料金の平準化というのも考えていければなというふうには担当課としては思っているわけなんですけれども、前の議会でもお答えさせていただいたとおり、平成31年ぐらいをめどに平準化というのを担当課としては考えていきたいというふうには思っています。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 基本的には今の課長のご答弁で理解します。

その過程の中において、31年度をめどにという中で、いわゆる激変緩和措置というか、一気にぼんとそこへ至るんじゃなしに、2年とかの感覚で緩和措置というようなものも必要とお考えなんだろうが、公営企業法の適用というようなことで、3万人以上でいかなんだら、必ずしなくてはいけないというものではないけどもというのは、それは課長の考えに私も賛同しますけれども、そこら辺の過程の中で、その激変を緩和するための作業というのは必要とお考えですか。それとももう一気にびしっといくか、そこら辺、課長のお考えがあったらお示しいただけたらと思います。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（西浜一馬君） 今現在の公共下水と農業集落排水事業の料金の中で、和田の処理区の使用料を1としますと、入山・上田井の処理区は大体3割から4割ぐらいちょっと高いという状況で、前にも公共下水道の料金体系ぐらいがいいんじゃないかなというふうなざくっとした話なんですけれども、その当時はまだ公営企業法のお話が出ていませんでした。実際、公営企業法の適用になるとどのぐらいの料金になるかというのは、試算もしてございません。ただ、ざくっと計算した中では、公営企業法では減価償却費というのが収益的収支のほうへ計上していかないけないのと、企業債の利子もそこへしていかならんとということで、農集では大体40,000千円ぐらい減価償却費が計上されるだろう。公共下水では七、八千万ぐらい、ざくっとした数字で、45年の耐用年数でざくっとした計算なんですけれども、詳細な計算をしたらどんなになるかなということで、まだそこら辺のことは試算していないので、ご勘弁願いたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 7番、高野です。

しようもないことを言うて申しわけないんですけども、マンホール。うちのマンホールは大層に味気ないんで、今、世の中ではカラーマンホールで町独特のマンホール、市独特のマンホールみたいなのをオーダーでつくっておるように聞いておりますが、うちのマンホールはやはりそのまま、予算の都合上こんなものはつくれませんよということなのか、また一遍検討していただけたらと思うんですが、課長におかれましてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（西浜一馬君） よその事業所に行くときれいなマンホールでということですが、当初から、マンホール自体がどれぐらい、既設の今の使用のマンホールとそういうようなデザインしたマンホールと費用がどのぐらい要るかというのは計算していないわけなんですけれども、今の現実から申しますと、そのマンホールの型というのがありまして、費用をある程度抑えるためにはなかなか難しいというふうに考えてございます。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 課長の先ほどの料金の平準化の話の中で、今の時点ではご勘弁願いたいという気持ちもよく理解します。その上でですけども、この工事費の償還金、これは最初のうちはある程度町が負担して、それを均等割で料金にかけるところは、ちょっと最初のうちは町のほうで負担で緩和しているというところがあるでしょう。

こういう意味で、もし料金をいきなり一定にしたときに、住民の人には負担かかり過ぎる、その一定化する間のいわゆる激変を緩和する中で、一般会計から繰り入れて、そこら辺を5年なら5年ということで徐々にしていくというような可能性はあるのかないのかという、そういうことも考えられるのか。いや、もうそういうことは、ちょっとそこまで、

工事費の負担しているだけで、いつかはその利子も含めてもう受益者負担で済ますというのは理論的にわかるんですけども、その過渡期としてそういうような料金の一部緩和する部分を工事費の負担というか、町が一般会計から繰り入れるという可能性はあるんですか、ないんですか。そういう考え方もありませんか。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（西浜一馬君） 起債の利子、元金の償還金のお話だと思います。

基準外繰入金と申しまして、一般会計から公営企業への、非適の企業への繰り入れの基準がございまして、一般会計から繰り入れてもいいよというのが特例債とかいろんな部分がございます。ただ、起債の交付税措置というのが大体49%か50%ぐらいございまして、県のほうの公営企業の担当と話をするんですけども、小さな美浜町の農業集落排水、公営企業法ではなかなか、独立採算で公営企業適用が非常に難しい、困難だよという話の中で、今の起債の償還とか減価償却費を公営企業の基準内繰入金というのをもう少し緩和する国としての施策はできないんですかというふうなお問い合わせもしているところでございます。

基本的には、収益的収支ということで、管理費の中への町からの基準外の繰入金というのはなかなか難しいだろうということなんですけれども、それに対して、国の考え方が変わるかわからないかということちょっと今のところわからないんですけども、基本的には公営企業法を適用されましたら赤字補填はできないよということだろうと思うんで、ただ、試算をしていないところなんで、先ほど申し上げましたとおり、ご勘弁願えませんでしょうか。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第21号 平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第22号 平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第22号 平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計予算について細部説明を申し上げます。

美浜町公共下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億84,367千円

でございます。対前年度比では36.35%、金額で1億5,268千円の減額となっております。

本年度事業の主なものでございますが、本の脇地区の汚水及び雨水の管渠工事を予定してございます。

7ページの歳入よりご説明申し上げます。

下水道事業分担金では159千円で、供用開始地区での新規加入分担金1件分を計上してございます。

受益者負担金では、昨年度までの賦課対象区域と、主に田井畑地区並びに本の脇地区で賦課対象区域と見込まれる方々を3カ年に分割した3期の徴収額925千円を見込んでございます。

施設使用料では42,143千円を見込み、計上してございます。

下水道排水設備手数料400千円につきましては、宅内排水設備工事検査手数料等を見込んでございます。

下水道事業国庫補助金では15,000千円を見込み、計上してございます。

9ページの下水道事業促進整備交付金につきましては、2,120千円を見込み、計上してございます。交付額は、前年度汚水管渠事業費の2%以内で交付されることとなっております。

繰入金では95,800千円を計上してございます。一般会計繰入金93,496千円の内訳は、建設費に37,361千円、公債費に55,578千円、一般管理費に557千円の充当を見込み、計上してございます。基金繰入金は2,304千円で、建設費の一部に充当する計画でございます。

繰入金の対前年度比は19.20%の減額となっております。

繰越金及び預金利子につきましては、科目設定としてそれぞれ1千円を計上してございます。

次に、町債につきましては27,700千円の借り入れを見込み、計上してございます。

11ページの財産収入では、公共下水道事業基金の運用収入といたしまして、利子及び配当金で118千円を計上してございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

13ページの一般管理費では、事業の推進に要する間接経費と施設管理費を計上してございます。

需用費では11,268千円で、その内訳は消耗品費といたしまして1,912千円、燃料費で48千円、印刷製本費では50千円、光熱水費では松原浄化センター及び中継ポンプの電気料等といたしまして8,258千円、修繕費といたしまして1,000千円を計上してございます。

役務費では、電話料、汚泥処理料等を含めまして2,860千円を計上してございます。

委託料では、電算処理委託料といたしまして954千円、管理委託料で10,166千

円、水質検査料で718千円、警備委託料で111千円、管渠清掃委託料といたしまして2,500千円で、合計14,449千円を計上してございます。

使用料及び賃借料では、中継ポンプの制御盤等の借地料及び水道メータの検針データ使用料を合わせて730千円を計上してございます。

備品購入費では、下水道台帳の管理庫といたしまして50千円を計上してございます。

負担金補助及び交付金では557千円、公課費850千円。

一般管理費合計は30,764千円を計上してございます。対前年度比で15.47%、4,121千円の増額となっております。

次に、建設費につきましては、職員3名分の給料といたしまして9,310千円、職員手当等で3,940千円、共済費といたしまして2,688千円を計上してございます。

15ページの需用費では、消耗品費、燃料費等で740千円、役務費では保険料及び産廃収集運搬・処分料等で329千円を計上してございます。

委託料は、皆減でございます。

使用料及び賃借料では、下水道積算システム借上料として984千円を計上してございます。

次に、工事請負費では50,000千円で、本の脇地区での汚水及び雨水管渠の敷設を計画してございます。

負担金補助及び交付金では1,791千円、補償補填及び賠償金では、水道管の移設補償費として12,500千円を計上してございます。

償還金利子及び割引料では、過年度分受益者負担金の返金分といたしまして75千円を計上してございます。

公課費では、自動車重量税といたしまして8千円を計上してございます。

建設費の合計は82,365千円で、対前年度比は56.7%、1億7,849千円の減額となっております。

次に、公債費につきましては、平成11年度より借り入れした起債の元金償還金44,864千円と、起債等の利子の償還金で25,331千円を計上してございます。

17ページの基金積立金として1,043千円を計上してございます。これは受益者負担金及び下水道事業促進整備交付金等を積み立てるものでございます。

3ページでは、地方債の借入限度額を27,700千円と定めてございます。

また、添付資料といたしまして、最後に給与費明細書及び地方債に関する調書等を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第22号 平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は10時15分とします。

午前十時〇三分休憩

———・———

午前十時十五分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

日程第4 議案第23号 平成27年度美浜町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第23号 平成27年度美浜町介護保険特別会計予算について細部説明を申し上げます。

介護保険につきましては、さきに条例改正をお認めいただいたとおり、平成27年度は3年に一度の制度改正の年でありまして、今回は保険料段階が9段階に増えるなど、大きく制度が変わるものでございます。

本年度の予算総額は歳入歳出それぞれ8億22,825千円で、前年度と比較いたしまして9,481千円、率にして1.17%の増となっております。

歳入からご説明申し上げます。

6ページの第1号被保険者保険料につきましては、基準月額が5,820円となりましたので、1億54,229千円を計上してございます。このうち特別徴収分については2,215名で1億39,625千円、普通徴収分は262人で14,504千円、滞納繰越分として100千円を計上してございます。

督促手数料は10千円でございます。

介護給付費国庫負担金は1億38,037千円で、前年度より4,080千円の増となっております。

国庫補助金につきましては、調整交付金と、地域支援事業交付金として介護予防事業と包括的支援事業・任意事業に係る2交付金がありまして、この合計額は62,597千円でございます。前年度より3,337千円の増となっております。

8ページ、支払基金交付金については、第2号被保険者の保険料分として、地域支援事

業分と合わせて支払基金から2億17,256千円の交付を見込んでございます。前年度より2,123千円の減額でございます。これは、制度改革により40歳から64歳の2号被保険者の負担割合が、昨年度までの29%から28%に引き下げられたことが影響してございます。

介護給付費県負担金は1億13,433千円、前年度より2,313千円の増となっております。

次に、県補助金は2,480千円、前年度と比べて232千円の減となり、介護予防事業に係る分は266千円、包括的支援事業・任意事業に係る分は2,214千円でございます。

財産収入は、介護給付費準備基金等の利子として13千円を見込んでございます。

次に、10ページ、一般会計からの繰入金は総額1億34,766千円で、前年度比較では115千円の増となっております。給付費の伸びはあるものの、事務費の繰り入れが減少しており、全体として小幅な伸びとなっております。今年度初めて、新しい1段階の方に対する保険料軽減措置に対する補填分といたしまして、低所得者保険料軽減繰入金が新設されてございます。

第10款、10ページからの諸収入につきましては、それぞれ科目設定でございます。

また、県が管理しております財政安定化基金からの借り入れは、本年度は見込んでございません。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

14ページ、総務費、一般管理費は28,019千円、前年度比較では1,309千円の減額でございます。昨年度は第6期の介護保険事業計画策定委託料等に係る経費を見込んでいましたが、本年度は減額となっております。一方で、新しい保険料、その他の制度を啓発するためのパンフレット等の印刷製本費の増を見込んでいて、需用費は大きく増額となっております。

職員1名分の給料4,394千円、職員手当等2,804千円、共済費1,313千円、要介護認定調査員の賃金2,132千円、旅費18千円、需用費は1,689千円、役務費は、郵便料、主治医意見書作成料などの必要経費3,098千円、委託料は2,025千円、負担金補助及び交付金は御坊広域行政事務組合への介護認定審査会費分担金など10,546千円でございます。

次に、保険給付に係る費用についてでございます。14ページの下段からでございますが、第2款保険給付費の総額は7億73,783千円で、対前年度比で2.61%の伸びとなっております。居宅介護サービス給付費2億86,128千円から始まり、20ページの介護予防サービス計画給付費4,081千円までが保険給付費として予算を組んでございます。

20ページから25ページまで、第4款地域支援事業費でございます。地域支援事業費は、健康推進課内にあります美浜町地域包括支援センターが担当してございます。介護予

防事業などに係る経費でございます。今回の制度改正で、20ページの介護予防事業の合計は2,137千円でございます。要支援1、2の認定の方の予防事業を平成29年度からはこの項目へ経費を移行して実施することになりますが、本年度と来年度は従来の形を継続しつつ、移行に向けて取り組みを進めてまいることになってございます。

22ページからの包括的支援事業・任意事業の合計は18,670千円で、介護予防マネジメント事業費は14,935千円、この中で職員2名の人件費の予算を計上してございます。

総合相談事業費は567千円でございます。

権利擁護事業費は30千円、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は105千円、そして任意事業費は2,787千円でございます。

本年度、新規で認知症総合支援事業費246千円を計上してございます。

24ページ、介護給付費準備基金積立金は13千円。

26ページ、第1号被保険者保険料還付金は200千円でございます。

償還金、還付加算金、延滞金は、それぞれ科目設定でございます。

第8款の財政安定化基金償還金は、昨年度で3年間の償還が終了しましたので、本年度は計上してございません。

なお、資料といたしまして、給与費明細書、地方債現在高の見込みに関する調書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。田淵議員。

○9番（田淵勝平君） どの予算についてというんじゃないんですけれども、全体について。平成19年で5億80,000千円だった予算が27年度で8億20,000千円まで来た。このままからいうたら、この任期、町長も我々も任期終わるときには、これから団塊の世代、我々が介護保険の世話になるという可能性からいうたら、もう10億になるん違うんかいなという不安抱えてる。これずっと介護保険に対して以前から、これから大変やな、これから大変やなという、すごい僕、思いがあるんです。そういうことで、漠然とした質問に対してという、ちょっとこういうところの審議というのは、これが一番大切やと思うんで質問させてもらうんですけれどもね。

町長も、一般質問でも話をした高齢化社会の対策についてはいろいろと美しい言葉を並べておられますけれども、一般質問の答弁も含め、またこの施策評価表の中で見てみたら、実際ほんならどういふ施策するんなよというたら、敬老会の開催、高齢者生きがい対策、みはま学園、シルバー人材センターなどの委託料、それから町老人クラブなどの補助金、敬老年金の支給、こういう施策、実際に我々が行う施策、介護予防の運動とかというのもあると思います。でも、こういうものが、結局、10億というものをいかに抑えるかという対策にどこまで役に立つんかいなという、物すごく不安があるんです。

そこら辺のことについて、もうやっぱりこの任期4年後までには10億ぐらいになるよ

と、今もそう予測しておられるんか。しかし、それに対して有効な、結局、介護保険料を今後なるべく伸びを抑えていく、今までも長野県の池田町なんかへ行って、ちょっとそういう取り組み、こんなんしてますよという話とかって聞いたことがありますけれども、そこら辺、この伸びをどうして抑えていくんだというあたりについてのちょっと見解というんか、大まかで結構ですんで、こういう対策で抑えていこうと考えていますと。この評価表に書いてくれてあるのも、町長の公約、また一般質問の中では余りにも漠然とし過ぎていまして、私、全く答弁をいただいたような実感しておりませんので、そのことについてはもう一度ご答弁お願いしたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

漠然というような形、ちょっと答弁があったということですが、田淵議員もご存じ、ご承知のとおり、この日本というのは少子化、そして高齢化の波が随分と押し寄せてございます。そういった形の中でいえば、平均寿命等々もありますけれども、私もたびたびお話もさせていただいておりますが、健康寿命というような形が、人として生きて、そして人として亡くなっていく中でいえば一番大事なことではなかろうかなと思ってございます。

そういった形の中で、やはり介護が必要という形の中でこの介護保険という保険制度が導入されたきたんでございますが、なかなかこれといった妙案自体、私自身ここで答弁はできませんが、やはり第一義でいえば、いかに健康で暮らせるかということが、私、一番大きな課題ではなかろうかなと思います。

そういった形でいえば、今も取り組みをしてございます、いきいき健康づくりとか、そういった形の中で、町のほう、そしてまた個人もそうですが、ウエルネスというんですか、まず自分のほうからやっていくというような方向づけがなかったらば、なかなかこの介護保険等々は、ほかの国保でもそうでございますが、医療費等々も伸びを抑えることはできないのではなかろうかなと思います。

また逆に、この介護保険もどこまで予算がいくのかということにつきましては、ここで私はちょっとそれについては詳細等々わからないんですけども、できるだけ抑えて抑えてというような形でやるのが個人の方の幸せに基づくものではなかろうかなと思います。

逆に、また田淵議員、いい妙案というんか案がございましたらば、またいろんな形でお教え願えたらなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） これは福祉保険課のほうになるんだと思いますけれども、私が4年後に10億に届くんやないかという予想は、課長はどんなに認識しておられますか。そんなに伸びないよというんか、いやいや、私もそれぐらい思ってるんですけども。どっちになるんかちょっとわからへんけれども、そこら辺、4年という数字からいうたら、この伸びからいうたら30,000千円ぐらいは伸びてる、ここから急に団塊世代が入ってくる

んで、なってくる可能性は私はないと思うんですけども。まず、それ1点ちょっとお伺いしたい。

それから、町長、このことは口酸っぱいというたらおかしいけれども、言うてる。今、町長も答弁されたことについて、何の異論もございません。でも、具体的に迫るものというのか、雰囲気的にこうなりますよ、大変ですよと、こう町長の所信表明を見せてもうてもきれいな文言が並んでいるだけで、ほな具体的にこれがどこまで通用するのよというたら物すごく疑問を感じる。そういう中で、何ぞアイデアございませんかと言うても、何か人任せにばいと言われたような気がして、実感として湧かないんです。

前に言ったことがあると思うんですけども、徳島県の上勝町、あの木の葉っぱのなんぞで有名な。つまもので。あそこの横石さんのお話を聞かせてもうたら、最初、高齢者の医療に対してそこまで効果があるというような、そんな何も考えてなかったと。しかし、高齢者の人がどんどん仕事をすることによって、ふと気づいてみたら、よその町村よりも老人に関する寝たきりも少ない、医療費も少ない、そんな結果が出てた。

人間というやつは、やっぱり産業がいかに不発か。国保の話でも、みなべの方は梅を食べるさかやという説もありますけれども、金もうけしてたら病院らへ行ってる間がない。そっちのほうが楽しいです。人間やっぱり働いて生きがいのあるほうが楽しいです。

だからね、一朝一夕、有効な手段がこれやとは言いませんけれども、だからといってそういう努力をうちこは本当にしてきたんやろうか。いきいきサロンもしていることは事実です。しかし、ここに施策として書いてる敬老会の開催とか高齢者生きがい対策事業、みはま学園、シルバー人材センターなどの委託とか町老人クラブへの補助金、敬老年金の支給、こういうものが本当にそういうものに役立つのか。施策の中に書いてくれてるんですから、町はこう考えているって我々はとります。でも、それなら、この方法でも、そうじゃないんだ。この中で敬老会はこんな格好にしていくためにやっているんだというような、そこら辺のところが見えてこないんです。だからインパクトが非常に少ないんです。

だから、本当にええ妙案があればというたら、今の上勝町の話なんか一番身近な具体例だと思っんです。だから、そういう努力って、ほんならどうしていくんなということが全く見えてこないんでね、そこら辺について伺っているんです。私の質問が漠然としてあんなのか、町長の答弁が漠然としてんのか、扱っているものが漠然としたものなんですけれども。でも確実に成果を上げている町というのものもあるんで、そこら辺について一言あったらお願いします。

○議長（鈴木基次君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田端進司君） 田淵議員のご質問にお答えいたします。

10億になるんかというようなことですけども、行く行くはなるように思います。大体平均30,000千円ぐらいは伸びていくんではないかというような状況だと見込まれます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田渕議員にお答えいたします。

漠然とではなかろうかなというような形のお尋ねやったかと思えますけれども、この健康また介護ということであれば、なかなか即座ということは私自身、難しいかと思えます。

そういった中で、先ほど私ご答弁させていただいた、いきいき体操とか、そうした福祉センターのほうでステップ運動というんですか、そういった形の中で身体的に随分と若返ったというような形のお話も伺っております。そういった形で、着実に地道な方法、そして先ほど私自身ご答弁させていただきました健康寿命を延ばすために、そういった形、そして田渕議員がおっしゃった労働、そして働くというような形も勘案しながら、いろんな総合的なことでしていかなければならないのではなかろうかなというような形で私は認識をしておりますし、今後ともそういった形の中で取り組んでまいりたい。

敬老会等々もそうでございますが、少し私、趣向も変えさせていただきまして御坊でさせていただいておるんですけれども、これなんかも、一時的ではございますが、やはり大きな笑いとか、また一つ、興味の中で歌手を見るということも、一つの生きがいづくりではいいことではなかろうかなと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） もう3回目になるんで難しいことは申しません。

町長、全く私、反論しているんじゃないんです。一般質問のときにも話させてもらいましたように、「感動の美浜は笑いと元気から」と、この町長のスローガンというの、僕、こういうことには本当に正しいと思うんです。

そこでですけれども、結局、いろんな施策をしても、これは介護保険の成果を上げるためにという上勝町のようにこっちの仕事があるというのは、これが実際現実の繋がりがあ。だから、感動の美浜は笑いと元気からと、これは間違っていない。間違っていないとしたら、こういう活動というのは生涯学習という概念というか、そこの観点から進めていかなんだら、こんなものは実を結びませんよと。募集して、はい、無理やり来てください、運動しましょう。それは継続性とかというものは何もないわけです。何でそこへ行って、何のためにやってるかという、そこの基本的なところがなかったらね。

結局、生涯学習による町づくりと言うてるようなところでこういう成果を上げてるところというのは、物すごい長い時間のこつこつした活動の結果として、その成果を生んでいるところが多い。多いというより、実際それ以外にないと思うんです。ただ単発的に、高齢者対策や、はい、運動します、そういう単発的なものでは絶対に私、成果上がらないと思うんです。

だから、上勝町の例も含めて町長に明言しておきますけれどもね、こういうようなソフト的な活動というのは、生涯学習というような基本的なところから進めたものでなければ永続性がないし成果が上がらないということは、私、今までの視察とかいろんな本を読んだ

中でははっきりそこはもう明言しておいてもええなど。結局、ここの町の文化とか風土としてきちんと残ったものでなかったら、そういうものの成果は出てこんということは、何か確信のようなものがございます。答弁は結構ですけれども、町長の答弁に間違ってるということを言うてるんじゃないんですけれども、成果を上げようと思ったら、そこまで突っ込まないでいいんじゃないんですかということだけの提言は申し上げておきます。

○議長（鈴木基次君） はい、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 10番、中西です。

昨日の新聞でしたか、地方紙でしたか、みはま学園の皆勤賞と精勤賞をもらった人の名前が出てありまして、その中に、精勤賞のほうですけれども、近所の96歳か何かの人が名前が出てありまして、何とこの人元気やなど。何の介護保険も利用してないんですけれども、やっぱりこういうふうな人を手本にせなあかんなど、その名前見て思ったんですけれども。非常に個人差がありますので、そういう雰囲気、今、田淵議員が言われたように、そういう生涯学習というか、そういう町全体としての雰囲気つくっていく、これ一つ大きな介護保険を抑える一つのあれになるのかなと、今ふと思いました。

ところが、もう一つ思ったことは、その皆勤賞、精勤賞の中に男性が非常に少なかった。2名ぐらいだったかな。ほとんどが女性なんですね。だから、男性の意識を変えていかなあかんという、それは質問ではないんですけれども、感想を昨日の新聞記事を見て思ったんですけれども。

これから質問でございますが、一つは、そんな難しい質問ではございません、田淵議員のような。特養の待機者は一体、今何人ぐらいいてるんか。それから、要介護3以上に今度特養の入所者が決められましたけれども、これで待機者が減るかどうか。このことが1点と。

それから、ちょっと田淵議員の質問に関連してくるんですけれども、この前の条例改正で第6期の保険料基準月額5,820円と、5期から6期は1000円のアップにとどまったということでした。ところが、第7期の保険料6,640円、第8期は7,687円と、もう見直しごとに保険料が上がっていくと、こういうことが推計として出されました。

そこで、いろんな町の取り組みとして町長が言われたようなそういうこともしながら、健康寿命を延ばしていくということも非常に大事ですけれども、私は根本的には介護保険の財源の見直しが必要ではないかなと思います。

今は、原則としてですけれども、国が50%の2分の1ですか、25%ですか。県が12.5%、町が12.5%。残り50%が1号被保険者と2号被保険者。2号は28%ということですから、1号は見直しごとに1%ずつ上がっていくということですね。美浜町の場合は特例でそんなにきちとはなっていないようですけれども。その国の負担ですね、これ何とか増やせないか。というのは、高齢化というのは全国の問題で、ずっと前から国として介護保険をつくったときにわかっていたことではないかと思うんです。

それを、この財源をこのパーセントで抑えていく、これはどんどん高齢者が増えていく

中では保険料を上げざるを得ない、町の負担も増えざるを得ない。それから利用をできるだけ制限をする。できるだけもう利用するなど。せつかく保険を払っても利用できない人がいっぱい出てくる。こういう形でこの介護保険の伸びを抑えるということは、もう将来無理ではないか。特に2025年の団塊の世代が75歳を迎える、そのあたりではもう破綻してしまうのではないかなと思いますので、このことをぜひ町村会などで現場の意見として国にしっかりと意見を具申していただきたいなと思うんですが、その2点ですね、1点は特養のところと、2点は財源の見直し、これについてお願いします。

○議長（鈴木基次君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田端進司君） 中西議員にお答えいたします。

今ちょっと資料とかあれないんですけども、僕の記憶では、たしか特養の待機者8名ぐらいだったように思います。そして、その待機者のうち大部分は在宅だったように記憶しております。だから、在宅でということ、将来的にいろいろ介護の面倒を施設で見たいというあれはあるんですけども、救急にそこへ入所しなくてはならないというような状態ではなかったように聞いております。

それで、4月から要介護3になって減るのかということですけども、その待機者は要介護3以上だったように記憶しておりますので、変わらないと思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） あとののは、制度の見直し。町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員にお答えいたします。

介護保険の国のほうの50%ということですが、これについて見直しをという形の中でしていったらどうなというご質問であったかと思いますが、この辺に関しましては、美浜町1町だけの問題ではなくて全国的な関係でございますので、改めましてもう一度担当課とも協議しながら、そしてこれがまた中西議員がおっしゃるとおり日高の町村会のほうへの意見具申等々が必要であるならば、その方向でやっていきたいなと。まずはその見直しも含めた中で担当課と検討させていただくということでご了解をお願いいたします。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 7番、高野です。

介護予防から任意事業になった、今さらながらということもあるんですが、配食活用のネットワークって、これ弁当を配っているって、平たく言えばそうやと思うんやけれども、これ一体何食ぐらい配られてるのかな。このことに関しては多くのボランティアの方を動員されてというか、お手伝いしてくれてるようなんですが、今後ますます増えるような傾向にあるのか、対象者は一体年齢制限があるのか、ひとり暮らしでなかったらいかんのかということをお聞きしながら私、存じ上げておりませんので、その辺を教えていただきたいと思っております。

○議長（鈴木基次君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田端進司君） この配食活用ネットワーク事業というのは、社協へ委託

しておまして、ちょっと詳しいことを聞いてないんですけども、すみません。週に1回だったように聞いております。また後で調べてご報告させていただきます。

○議長（鈴木基次君） ほかにございませんか。碓井議員。

○3番（碓井啓介君） 3番、碓井です。

先ほどの田渕議員のこととちょっと重なるんですけども、この筋力トレーニングの委託であるとか、いきいきサロンであるとかというので対象になっている人は、認知症とかというのは多分対象になってないと思うんですけども、要介護認定3以上ということで、認知症の方かというの、そういう老人何たら大学とかというてもそっちへは行かないですよ。認知症の人というのは何%ぐらいおられるんですかね。

○議長（鈴木基次君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田端進司君） 碓井議員にお答えいたします。

これ一次予防、二次予防事業というのは、介護になっている方ではなくて、それにならないために予防事業ということで、筋力トレーニングということでいろんな腰痛とか教室をやって、その委託ということで。

認知症になっている方はどれぐらいかというのは把握はしていないんですけども、その介護度、要支援1、2から要介護1から5までで、介護の中で認知症ありますよとか、介護3でも認知症になってないとか、いろんな方がるので、そこら、この人何人が認知症というのはちょっと把握もしていないんですけども、分類ごとにすれば、要介護1では79名、要介護2で83、3で80、4で50人、5で56名、そういうふうな内訳にはなっております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 碓井議員。

○3番（碓井啓介君） 今後、認知症予防とか認知症何たらとかいうのが多分出てくると思いますし、今年もそういうのが入ってきていると思うんで、介護予防事業の中で認知症予防云々というのに関してもちょっと考えていただけたらというふうに思います。

○議長（鈴木基次君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田端進司君） 今現在では認知症予防教室というものをうちのほうではやっております。その中で、20名やったかな、それで毎年募集しまして、それから7月ぐらいから3カ月間ということで、毎日日記書いてもらうとか、そういうふうなことでいろいろそういった認知症の予防事業は開催しておりますので、今後ともそういう活動は続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第23号 平成27年度美浜町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第24号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第24号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について細部説明を申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ2億1,623千円でございます。前年度と比べまして1.34%の増になってございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページの後期高齢者医療保険料につきましてご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は平成20年度に創設され、保険料率については2年間ごとに改定されており、今年は2年目の年でございます。本年度は被保険者数を1,364名と見込み、特別徴収保険料40,151千円、普通徴収保険料24,260千円、滞納繰越分として205千円の合計64,616千円を計上してございます。

分担金及び負担金945千円は、美浜町が実施する人間ドック健診に対して広域連合から交付されるものでございます。

督促手数料につきましては10千円を計上してございます。

一般会計からの繰入金につきましては1億29,902千円で、内訳は事務費繰入金16,839千円、このうち広域連合に納める事務費といたしまして4,454千円、町の事務費分等といたしまして12,385千円を計上してございます。保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するもので、26,707千円を計上してございます。療養給付費繰入金は、医療費の12分の1に相当する86,356千円を計上してございます。

8ページの繰越金以下、諸収入の預金利子までは、それぞれ科目設定でございます。

雑入につきましては、平成25年度から和歌山県後期高齢者医療広域連合に派遣していただきます職員1名分の給料、扶養手当、期末勤勉手当、共済組合負担金については、広域連合から交付される5,964千円を計上してございます。なお、派遣期間は平成25年度から27年度の3カ年間となっております。

10ページの償還金及び還付加算金は180千円を計上してございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

12ページの総務費の一般管理費2億1,443千円につきましては、職員の人件費は

2名分で、給料8,086千円、職員手当等3,945千円、共済費2,366千円、需用費は消耗品費と印刷製本費の150千円でございます。

役務費は788千円、委託料は電算処理委託料と人間ドック健診委託料、クラウド導入による共同印刷委託料の合計2,438千円でございます。

負担金補助及び交付金1億83,670千円につきましては、主に和歌山県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

諸支出金の保険料還付金は150千円、還付加算金は30千円を計上してございます。

なお、添付資料として給与費明細書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。中西議員。

○10番（中西満寿美君） すみません。10番、中西です。

この介護保険が発足したときは、扶養家族であった人も全部それから外れて個人としての保険料を払わなければならないということになりまして、そういうことを非常に反対が起こりまして9割軽減の措置がとられたと聞いておりますが、それがもうなくなるというようなことを聞いたんですけれども、それは一体いつからなくなって、本町にはそれに該当する人が何人いるかということをお教えください。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（平井佳代子君） 中西議員にお答えします。

一応、被保険者の人がなくなるということは聞いておるんですけれども、今のところいつからということは連合のほうから連絡は入ってございません。

それと、本町の9割軽減の被扶養者の方については、9割軽減自体が334名で、そのうちの被扶養者であった方は70名です。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにございませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第24号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第25号 平成27年度美浜町水道事業会計予算についてを議題としま

す。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（西浜一馬君） 平成27年度美浜町水道事業会計予算について細部説明を申し上げます。

1ページの当事業年度における業務の予定量でございますが、給水戸数3,815戸、年間総給水量88万 m^3 を見込みまして、1日平均給水量は2,410 m^3 を予定してございます。年間総給水量につきましては、平成26年度の実績及び予測に基づき計上してございます。給水戸数はほぼ変化はございませんが、給水量につきましては減少の傾向にございます。

収益的収支につきましては、事業収益1億45,486千円を予定してございます。前年度対比0.9%の増額でございます。

事業費用につきましては1億36,998千円の予定で、前年度対比17.5%の減額でございます。主な要因につきましては、資産減耗費の減額でございます。

当年度の予定利益は、税抜きで5,906千円を見込んでいます。

資本的収入につきましては、11,540千円を予定してございます。対前年度比では約51.6%の減額でございます。

支出につきましては、建設改良費、企業債償還金、負担金で合計53,816千円を予定してございます。対前年度比では52.4%の減額でございます。

なお、資本的収支の不足する額42,276千円につきましては、過年度損益勘定留保資金26,824千円、当年度損益勘定留保資金14,500千円と当年度分消費税資本的収支調整額952千円をもって補填するものでございます。

第5条は、一時借入金の限度につきましては30,000千円と定めてございます。

第6条は、予定支出の各項の経理の金額の流用についてでございます。収益的収支のうち第1項営業費用と第2項営業外費用との間の流用ができることとしてございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用できない経費は職員給与費の25,092千円と定めてございます。

第8条は、棚卸資産の購入限度額で、量水器及びボックス、修繕用材料などで1,934千円と定めてございます。

以上、申し上げました予算の見積もり基礎の資料といたしまして、11ページをお願いいたします。

収益的収支では営業収益1億29,330千円で、内訳といたしまして水道使用料は1億22,810千円、メータ使用料3,689千円、受託工事収益2,700千円、9ページのその他の営業収益131千円、営業外収益として受取利息225千円、長期前受金戻入12,672千円、雑収益で3,259千円でございます。

15ページから20ページは収益的支出でございますが、事業費用合計は1億36,998千円で、営業費用のうち、取水及び給水費が24,743千円で、対前年度では308千円、

1. 6%の増額でございます。

支出の主なものにつきましては、手数料1,001千円、修繕費3,591千円、動力費13,297千円、薬品費3,705千円、材料費1,080千円などでございます。

次に、受託工事費につきましては2,700千円、対前年度では50千円、1.8%の減額でございます。

次に、17ページでは、総務費につきましては37,265千円で、対前年度比では1,620千円、4.2%の減額でございます。

総務費の主なものにつきましては、職員給与費で27,782千円、印刷製本費352千円、通信運搬費482千円、電算費2,124千円、賃金2,136千円、委託料2,880千円などがございます。

減価償却費54,163千円は、有形固定資産減価償却費として51,344千円、無形固定資産減価償却費2,792千円であり、資産減耗費3,259千円は固定資産除却費でございます。

21ページの営業外費用につきましては、企業債利息など9,629千円、消費税納付額4,696千円、雑支出20千円でございます。

特別損失として50千円、予備費は500千円といたしてございます。

次に、23ページにつきましては、資本的収入で合計額11,540千円でございます。内訳は、分担金540千円、補償金11,000千円でございます。

25ページからの資本的支出につきましては、配水管整備費として2,000千円、配水移設費として16,000千円は公共下水道事業に伴う配水管移設工事費、導水施設改良費は御坊市の市道改良工事に伴う導水管布設替工事6,400千円でございます。

以上、建設改良費合計24,400千円と企業債償還金29,416千円で、資本的支出の合計は53,816千円でございます。

27ページから28ページは当年度予定貸借対照表、29ページから30ページは平成26年度の予定貸借対照表でございます。

31ページからは平成26年度の予定損益計算書でございます。予定純利益は18,409千円の赤字の見込みとなっております。

33ページからは注記で、今年度の重要な会計方針などがございます。

35ページは当年度予定キャッシュ・フロー計算書で、年度末の資金残高は1億96,850千円の見込みでございます。

以下、給与費の明細書及び債務負担行為に関する調書でございます。

以上、簡単でございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 直接予算にかかわることではないんですけれども、行く行くは予算にかかわるということなんですけれども。

配水池の地震のときの遮断弁つけるという話ございますよね。これからかかってくるかわからへんですけれども、道路とか橋の場合だったら、耐震の強度を増すためという地震関係の補助金というか、その対象になるでしょう。水道も、やっぱりインフラということからしたら同じ意味に我々は感じるんですけれども、これ耐震関係の補助金というのは、この水道の場合は対象にならないんですか。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（西浜一馬君） 田淵議員にお答えいたします。

まず、耐震の国庫補助金なんですけれども、補助の採択基準に資本単価というのがございまして、ちょっと金額的には覚えてないんですけれども、美浜町は水道料金が資本単価を算出する基礎としてはまだそこまでいかないんで、補助金が出ません。県のほうで県単の補助金を検討されていたようなんですけれども、どうも話に聞くところによりますと、知事査定のほうで止めましたということでございます。

あと、耐震の補助じゃないんですけれども、地震対策特別措置法の特別地域に指定されてまして、それによりまして、補正予算の話なんですけれども、一般会計出資債ということで出資債を一般会計のほうで借りられるということで、出資債の詳しいことはまた補正予算のときにご説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第25号 平成27年度美浜町水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は午後1時30分とします。

午前十一時一〇分休憩

————— . —————

午後一時三〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

日程第7 議案第26号 和田財産区管理委員の選任についてを議題とします。

本件、直ちに一括して質疑を行います。質疑はありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

続きまして、本件、一括して討論を行います。討論はありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、1人ずつ順番に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

1人目、美浜町大字和田225番地、塩崎葵氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、塩崎葵氏は同意されました。

2人目、美浜町大字和田454番地、山本勝氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、山本勝氏は同意されました。

3人目、美浜町大字和田1033番地、中西克治氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、中西克治氏は同意されました。

4人目、美浜町大字和田1638番地の3、玉置延行氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、玉置延行氏は同意されました。

5人目、美浜町大字和田2622番地、椎崎正弘氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、椎崎正弘氏は同意されました。

6人目、美浜町大字和田1872番地の内1号、安東八重子氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、安東八重子氏は同意されました。

7人目、美浜町大字和田355番地、若野博一氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、若野博一氏は同意されました。

したがって、議案第26号 和田財産区管理委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第8 議案第27号 三尾財産区管理委員の選任についてを議題とします。

本件、直ちに一括して質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

続きまして、本件、一括して討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、1人ずつ順番に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

1人目、美浜町大字三尾574番地の4、三輪規氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、三輪規氏は同意されました。

2人目、美浜町大字三尾563番地、杉本健一氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、杉本健一氏は同意されました。

3人目、美浜町大字三尾1733番地、古糸一光氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、古糸一光氏は同意されました。

4人目、美浜町大字三尾1506番地、津村信清氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、津村信清氏は同意されました。

5人目、美浜町大字三尾424番地、濱出治男氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、濱出治男氏は同意されました。

6人目、美浜町大字三尾339番地の2、鳥居信一氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、鳥居信一氏は同意されました。

7人目、美浜町大字三尾587番地、浜口芳紀氏を同意することに賛成の方は挙手願います。

ます。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、浜口芳紀氏は同意されました。

したがって、議案第27号 三尾財産区管理委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件、直ちに一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

続きまして、本件、一括して討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

本件、一括して採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

人権擁護委員の推薦につき、三上良章氏、田中紀子氏を適任と認める方の挙手を求めます。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と認めることに決定しました。

日程第10 美浜町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

町長からの推薦依頼書を事務局長に朗読させます。

○事務局長（北裏典孝君） 日美産建発第1509号。

平成27年2月23日。美浜町議会議長 鈴木基次様。美浜町長 森下誠史。

美浜町農業委員会委員の推薦依頼について、平成27年3月17日をもって任期満了となる美浜町農業委員会委員について、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定による委員を貴議会より2人推薦願います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） お諮りします。

議会推薦の農業委員は2人とし、美浜町大字和田1045番地、狩谷実男氏、美浜町大字和田2827番地、久保善彦氏、以上の方を推薦したいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は2人とし、狩谷実男氏、久保善彦氏、以上の方を推薦することに決定しました。

日程第11 発委第1号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件、事務局長に朗読させます。

○事務局長（北裏典孝君） 発委第1号。

平成27年3月20日。美浜町議会議長 鈴木基次様。提出者 議会運営委員会委員長 田淵勝平。

美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例。

美浜町議会委員会条例（昭和62年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則。

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の美浜町議会委員会条例第19条の規定は適用せず、改正前の美浜町議会委員会条例第19条の規定は、なおその効力を有する。

○議長（鈴木基次君） 本件、提案者の説明を求めます。田淵委員長。

○議会運営委員長（田淵勝平君） 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。この改正は、上位の法律改正による文言の修正改正であります。お手元に新旧対照表も配付しておりますのでご参照ください。

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことから、美浜町議会委員会条例第19条を改正するものであります。

よろしくご審議を賜りますことをお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、発委第1号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第12 請願第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長の審査経過及び結果について報告を求めます。7番、高野委員長。

○文教厚生常任委員長（高野正君） 7番、高野でございます。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出を求める請願につきましては、委員会、喧々囂々と検討した結果、また、現在もなおかつ通院されておられる患者の方からもご意見を聞きながら検討した結果、採択することに決定いたしました。

なお、参考ではありますが、日高郡1市6町のうち、いまだ採択に至っていないところが2町、1町は由良町であります。もう1町は美浜町ということで、それも参考ではありますが、由良町におかれましては、今3月議会で採択の予定と聞いております。となりまして、うちだけということになりまして、それを参考にしたわけでもないですが、一応そういうことになっておりますので、それもご一緒に報告させていただき、同僚議員の皆様方の深いご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で報告終わります。

○議長（鈴木基次君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから、請願第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。請願第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手全員）

○議長（鈴木基次君） 全会一致でございます。したがって、請願第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後一時四十九分休憩

—————・—————

午後一時五〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

お諮りします。

ただいま議員提案として、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第13として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第13 発議第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）を議題とします。

本件、事務局長に朗読させます。

○事務局長（北裏典孝君） 発議第1号。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書提出について。

地方自治法第99条の規定により関係行政庁に対し、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成27年3月25日。提出者 議会議員 高野正。賛成者 議会議員 龍神初美。賛成者 議会議員 北村龍二。賛成者 議会議員 中西満寿美。賛成者 議会議員 繁田拓治。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）。

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IV因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB

型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。さらに、身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準は患者の実態に沿ったものとなっておらず、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においては、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら具体的な措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方がなくなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く求める。

記。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること

上記、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日。意見書提出先。衆議院議長。参議院議長。内閣総理大臣。厚生労働大臣。提出者 和歌山県日高郡美浜町議会議長 鈴木基次。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、発議第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午後一時五十七分休憩

—————・—————

午後一時五十八分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

お諮りします。

委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、議題にしたいと思いを。
ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第14 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、委員会において審査及び調査の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、今月末をもって三原税務課長、松下産業建設課長、西浜上下水道課長、平井福祉保険課長が退職されることになっています。各氏から、退職に当たり一言ご挨拶を申し上げたいとの申し出がありました。これを許します。三原税務課長。

○税務課長（三原哲生君） 本日、貴重なお時間を頂戴し、このような機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。

私は、昭和52年に採用され、38年間お世話になったわけですが、最初の2年間と直近の3年間以外の33年間は事業畑で公共工事に携わり、一時は技師という職名を拝命した時期もございました。

中でも一番長くかかわったのは、農業集落排水事業に始まった下水道整備でした。特に鮮明に思い出されるのは、和田地区の農業集落排水への接続率が悪い、補助金の投資効果が低いということで会計検査院の現地検査において指摘され、その後の1年間は未接続世帯の理由の調査や接続率の向上の報告など、自分の力ではどうすることもできず、つらい日々でした。補助金、要するに税金で事業する、物をつくることは、これほどにもシビアにせねばならないものかと思知らされました。

また、議員の皆様とは11年間にわたりこの場で質疑応答をさせていただきました。今回で退職となるわけですが、これから美浜町は人口減少などの課題が山積しています。今後もこの場で活発な意見、議論の応酬をしていただき、住民の幸せに繋がっていただきたいと心より願っています。私も、4月からは一町民として少しでも町のために協力してまいりたいと思います。

最後になりましたが、町長を初めとする執行部の皆様と議会議員の皆様方のこれからの活躍とご健康を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

（場内拍手）

○議長（鈴木基次君） 松下産業建設課長。

○産業建設課長（松下太一君） 松下でございます。最後にこういった機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。感謝いたしております。

私、3月31日をもちまして、41年間なれ親しんだこの役場で定年を迎え、退職することになりました。振り返ってみれば本当にもうあつという間、月日の経つのが本当に早いもの、これはもう皆さん言っていることでございますけれども、本当にもう月日の経つのが早かったと。

同僚の皆様方、また議会の皆様方に支えられて、今日、最後の議会が終わり、あと数日、退職の日を待つだけでございます。正直、ほっとしているところでございます。しかし、まあ寂しくもあります。私はあと1年間、再任用ということで役場のほうでお世話になるのですが、今まで仕事、プライベート等で皆様方には大変お世話になり、感謝いたしております。

最後になりましたが、美浜町議会の皆様のさらなるご活躍、ご健康をお祈りいたしまして、退職の挨拶にかえさせていただきます。皆様本当に長い間ありがとうございました。

（場内拍手）

○議長（鈴木基次君） 西浜上下水道課長。

○上下水道課長（西浜一馬君） 貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。退職に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

私は、3月31日をもちまして40年2カ月の役場職員を退職となります。在職期間中は皆様方には公私にわたりご指導、ご鞭撻を賜り、ありがとうございます。

議員の皆様方におかれましては、執行部と今後活発な議論を展開されまして、町発展のためにご尽力されますよう祈念いたしまして、簡単ですが、挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

（場内拍手）

○議長（鈴木基次君） 平井福祉保険課長。

○福祉保険課長（平井佳代子君） 貴重なお時間をいただきまして、退職に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

私は、昭和53年5月に臨時職員として採用していただき、37年という長きにわたり、大変お世話になりました。この役場を3月31日で退職させていただくことになりました。

私自身ここまで仕事をやってこられたのも、上司の方、あるいは同僚の方々に恵まれ、大過なく過ごしてきたことだと思います。採用されたときは、そろばん片手に手書きの時代でした。その当時からは想像することもできないぐらい仕事をする環境が大きく変化し

てきたと思います。今後も環境は大きく変化していくことと思いますが、議員の皆様、役場の職員の皆様と力を合わせていただき、住んでよかった、これからも住んでいきたいという町を目指して取り組んでいただきたいと思います。今後、私自身は一町民として少しでも協力していければと思います。

最後に、在職中は議員の皆様方、役場の職員の皆様には公私にわたりご指導、ご鞭撻を賜りましてまことにありがとうございました。心から深く感謝いたします。本当に長い間ありがとうございました。

（場内拍手）

○議長（鈴木基次君） 4人の課長の皆様方には長きにわたり本当にご苦労さまでございました。

以上とします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年美浜町議会第1回定例会を閉会します。

午後二時〇九分閉会